

議事録

令和8年度 第1回彦根市地域スポーツ・文化クラブ活動整備推進協議会

日時：令和8年5月26日(火)15:30～16:45

場所：彦根市役所5階 会議室5-1

1 出席者：彦根市スポーツ協会事務局長、彦根市少年少女吹奏楽団長、彦根市PTA連絡協議会長、彦根市小学校長会長、彦根市中学校体育連盟会長、彦根市中学校長会、観光文化スポーツ部スポーツ振興課長、観光文化スポーツ部文化振興課長、教育委員会事務局学校教育課長、教育委員会事務局生涯学習課長、協議会事務局

2 自己紹介（所属・名前）

3 会長・副会長の選出

会長：彦根市スポーツ協会 事務局長 日夏晶一

副会長：びわこ成蹊スポーツ大学 教授 黒澤寛己

4 報告事項（5分間）

[国の方針]

休日については、改革実行期間（令和8～13年度）内に原則、全ての学校部活動において地域展開を目指す。（令和7年10月スポーツ庁）

[滋賀県の方針]

- ・地域指導者の確保・育成に向け、地域連携を中心とした取組を進める。
- ・推進体制、運営団体・実施主体の整備など、地域展開を見据えた対応を進める。

[彦根市の方針]

- ・令和9年8月より休日の学校部活動を廃止し、学校部活動の地域展開を実施する。
 - ① 子どもたちが希望する活動を柔軟に選択できる環境を整備
 - ② 様々な実施主体による多様な地域クラブ活動を展開
 - ③ 適正な活動と持続可能な運営体制を構築
- ・彦根市スポーツ協会が統括コーディネーターとして、学校と認定地域クラブの橋渡しをしていく。
 - ①中学生の活動機会の拡大
 - ②指導者の確保
 - ③「認定地域クラブ」の運営団体業務

5 協議事項（45分間）

○彦根市立中学校部活動地域展開推進計画の修正について

・国から出されている方向性は、「原則」休日においては学校部活動停止となっている。「原則」ということは令和13年度以降も部活動を継続することもあるのか。

→彦根市の方針は変わらず、令和9年8月より休日の学校部活動を廃止する方向で進める。

・滋賀県は生徒数に対しての地域指導者の数が全国でも下から2番目である。各中学校にもボランティアの方はおられるが、そのほとんどが部活動指導員のハードルを高く感じておられる。指導者の確

保についてはどう進めていくのか。

→ 地域展開の過渡期は兼職兼業の教員とも連携を進めることで、指導に対するハードルを下げていけるように進めたい。統括コーディネーター（彦根市スポーツ協会）には、スポーツ少年団などの既存の団体にも地域展開に向けて働きかけを進めていただいている。

吹奏楽部については全7校で定期的に集まって協議をしている。現段階では、課題である楽器運搬等を鑑み、学校単位での認定地域クラブを進めていく方向と考えている。そこに地域の指導者を少しずつ取り込んでいきたいと考えている。

- ・活動場所の使用料についてはどう考えておられるか。学校の施設（使用料0円）を利用する場合と、有料の施設を使用する場合があるが、補助金等などはあるのか。
→ 競技の専門性もあるので、なかなか一律には難しい。これまで通り利用者が負担する形となる。

○彦根市認定クラブ指導者登録制度について

- ・スポーツ少年団もスタートコーチ（日本スポーツ協会（JSPO）などが認定するスポーツ指導者の入門資格）がないと指導できないことになっている。
- ・指導者の登録について窓口はどこになるのか。
→ 運動部も文化部も、統括コーディネーター（彦根市スポーツ協会）が窓口となる。
- ・教員が兼職兼業で活動を支えていく場合にも、人事異動があった場合には継続が難しくなってくることもある。そうってしまった場合、生徒の活動はどう保障していくのか。
→ 認定地域クラブの作り方によっては問題ないケースもあり得る。しかしながら、持続的な活動を保障していくためにも、地域展開を進め指導者の確保に努めるしかない。

○彦根市認定地域クラブ活動認定要綱および要領について

- ・活動時間は週11時間程度となっている。休日の活動時間のことを考えると、平日の活動は週3日2時間程度で統一する方がよいのではないか。
→ 現状すでにほとんどの中学校で、平日の活動は週3日程度となっている。
- ・部活動では、平日1日2時間は実質難しい。特に、冬場は30分程度の活動時間となるが、続けて認定地域クラブとして活動することもあるのか。また、部活動と認定地域クラブの活動時間が重なることは起こり得るのか。
→ 現段階では、平日の部活動は存続しているため、下校後に認定地域クラブに参加することを想定している。そのため、部活動と認定地域クラブが重なることは起こり得ない。
- ・文言として「原則」や「程度」が多いため、市としての内規があるとよい。
- ・認定要件のしぼりが強すぎるように感じる。特に、「適切な指導の実施体制、運営体制が確保されていること」の要件は厳しいのでは。
→ 令和8年度末までは、経過措置として要件を満たしていない場合であっても暫定の認定を行う場合があるとしている。

- ・スポーツ安全保険に学校と認定地域クラブと二重に加入しなければいけないのか。
→ 保険については団体として加入するため、それぞれの活動に合わせて加入してもらう必要がある。

○地域展開にかかる各種課題について

- ・生徒の人数と指導者の人数の割合は決めた方がよいのでは。「生徒数が○人以下なら、指導者の人数は○人まで」と定める方がよい。
→ 検討はしていくが、それぞれのクラブや競技性についても考慮する必要があり、一律に設定してしまうことは難しいと考えている。
- ・集金額の設定や会計処理など、負担に感じる指導者もいるのではないか。
→ 国から推奨されている会計アプリもある。予算化を含め、導入を検討していきたい。
- ・これまで社会体育の夜間開放では、学校施設を無料で利用していただいている。使用料を払ってもらってはどうか。そうすることで、認定地域クラブとの差別化も図れる。使用料はモップやワックスなどの消耗品等、施設管理の維持費に充てる。他市町ではすでに有料化している所もある。参考にしてはどうか。
→ そもそも、学校開放については、地域住民の体力づくりとスポーツの振興を図ることを目的に実施しているもので、利用料金を徴収するとなると、地域住民が利用しにくくなるばかりか、利用料を支払うことによる対価として、施設の機能や設備の充実も主張される恐れがある。
さらに利用料金の徴収業務も発生することになり、その事務にも経費が発生することとなるが、有料化が実現してもプロシードアリーナ並みの料金設定はできず、結果的に手間と経費だけが増えることになるため、費用対効果の観点も含め、今後検討していく。

6 事務連絡

今後の協議会 ※本日と同時間帯

第2回：9月中旬

第3回：11月下旬

第4回：2月中旬

7 閉会挨拶（会長）